昭和52年10月21日

規則第15号

改正 平成19年3月31日規則第10号

平成22年9月24日規則第54号

平成24年4月1日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、大山崎町地下水採取の適正化に関する条例(昭和52年条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(取水基準)

第2条 条例第5条に定める取水基準は、別表のとおりとする。

(許可の基準)

第3条 条例第6条により申請のあったさく井について、地下水保全に支障を及ぼすおそれがない範囲で、かつ、前条の取水基準に適合しているときでなければ、許可しないものとする。

(申請事項)

- 第4条 条例第6条の規定により町長に申請しなければならない事項は、次の各号に掲げる 事項とする。
 - (1) 使用目的及び揚水機の種類、規格等
 - (2) 井戸の設置場所
 - (3) 井戸のストレーナの位置及び揚水機の叶出口の断面積
 - (4) 1日当り平均取水予定量
 - (5) その他町長が特に必要と認める事項

(申請、届出書等の様式及び身分証明書)

- 第5条 次の各号に掲げる申請等は、それぞれ当該各号に掲げる様式により行わなければな らない。
 - (1) 条例第6条に規定する井戸設置の申請

さく井申請書(様式第1号)

代替さく井申請書(様式第2号)

- (2) 条例第7条に規定する許可、不許可の通知
 - さく井許可通知書 (様式第3号)

さく井不許可通知書(様式第4号)

(3) 条例第8条に規定する工事完了の届出

さく井完了届出書(様式第5号)

(4) 条例第9条第1項、第2項に規定する変更及び井戸休止、廃止の届出 地下水採取者氏名、名称、住所変更届出書(様式第6号)

井戸休止、廃止届出書(様式第7号)

- (5) 条例第10条第2項に規定する取水量等の報告 取水量等報告書(様式第8号)
- 2 条例第14条第2項に規定する身分を示す証明書は、大山崎町職員服務規程(平成15年規程第3号)第4条に規定する証明書とする。

(審查委員会)

- 第6条 条例第6条の規定に基づく申請の審査、その他条例の施行に関し必要な事項を調査、審議するため、地下水採取審査委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。
- 2 委員会は、委員長及び委員若干人をもって構成する。
- 3 委員長は、副町長をもって充て、委員は、町職員のなかから町長が任命する。
- 4 この規則に定めるもののほか、議事手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(協力金)

第7条 条例第15条の規定による協力金については、町及び地下水採取者等の間で結ぶ協 定書において金額及び納入方法を定めるものとする。

(違反者の公表)

第8条 条例第17条の規定による公表は、町民に広く周知させる方法により行うものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第10号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第54号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第17号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

別表

取水基準

区分	新設井戸の場合	既存井戸掘替の場合
揚水機の吐出口の断面	123cm ² 以下(口径125	廃止井戸の揚水機と同等以下
積(cm²)	mm以下)	
ストレーナの位置	o.p—100m以深	廃止井戸の最浅位置以深
井戸間隔	 新旧相互井戸の深度の和を半径	適用除外(廃止井戸と同一敷
	とした距離以上とする。	地内に限る。)
揚水量	1, 500m³/24時間	廃止井戸の揚水量と同等以下
井戸の深さ	 制限なし	廃止井戸の深さと同等以内
		(ただし、ストレーナの位置
		を新設基準による場合は制限
		しない。)
ケーシングロ径	φ 3 0 0 mm以下	廃止井戸の口径以下